

環境食糧農林省

グレートブリテン（GB）検査証明書（COI）説明書き

ボックス欄 1：第三国の認証機関或いは監督官庁の名前・住所・コード番号
この機関或いは監督官庁はボックス欄 4・8 も記入する。

ボックス欄 2：この欄は欧州委員会規則 No834/2007 のどの条項がこの検査証明書（COI）の発行および使用に関連するかを示す。

欧州委員会規則 No834/2007、グレートブリテン（GB）において効力があるとして

第 33 条(2)項: その製品が別表 III（同等性第三国）に準拠して輸入されることを確認する。

第 33 条(3)項: その製品が第三国においてグレートブリテン（GB）の規制と同等であると認証され、別表 IV に記載されている認証機関により認証されていることを確認する。（この欄はまだ使用出来ない）

欧州委員会規則 No834/2007、EU において効力がある

第 33 条(2)項: その製品が別表 III（EU との同等性第三国）に準拠して輸入されることを確認する。（グレートブリテン（GB）への輸入ではこの欄にチェックを入れてはならない）

第 33 条(3)項: その製品が第三国において EU の規制と同等であると認証され、別表 IV に記載されている認証機関により認証されていることを確認する。

チェックを入れるボックス欄は第 1 欄或いは第 4 欄であり、どちらにチェックを入れるかは別表 III に記載されている第三国からの輸入であるか、その製品が原産された第三国において活動が許可されている別表 IV に記載されている認証機関により認証されているのかによる。

グレートブリテン（GB）は GB の検査証明書（COI）とともに、別表 IV の認証機関により認証された製品が EU 規格と同等であると述べている有機認証を 2023 年 1 月までは受諾する。

ボックス欄 3：証明書の連番、これは電子システムが自動的に採番出来るまで、第三国の認証機関により振り当てられる必要がある。

論理的な連番が与えられ、それがその委託貨物に独特であることを確保するために我々は以下のような形式を提案する：“COI.[認証機関コード].nnnnn”
認証機関コードは独特であるので、他の認証機関と重なる可能性はないでしょう

ボックス欄 4：ボックス欄 8 に記載される国より製品を輸出する事業者の名前及び住所。
輸出者とは：準備・調製を目的とする最終の作業を行い適切な梱包或いは容器に封印を行っている事業者である。

ボックス欄 5：ボックス欄 7 に記載される第三国に於いてその製品の生産或いは加工を行った事業者

ボックス欄 6：その製品の生産・加工がボックス欄 7 に記載される国における有機生産規則を遵守しているかを監視する認証機関或いは監督官庁

ボックス欄 7：原産国はその製品が生産・育成或いは加工された国を意味する

ボックス欄 8：輸出国はその製品の準備・調製を目的とする最終の作業が行われ適切な梱包或いは容器に封印がなされた国を意味する。

ボックス欄 9：許可国はグレートブリテン（GB）を意味する。入国地点は自由流通のための引き渡し地点である。

ボックス欄 10：仕向国はグレートブリテン（GB）である。

ボックス欄 11：輸入者の名前、住所および事業者登録識別番号(EORI)

ボックス欄 12：グレートブリテン（GB）における貨物の第1荷受人の名前及び住所。
第1荷受人は貨物が引き渡され更なる調製・市場取引のために取り扱われる場合の自然人或いは法人を意味する。
第1荷受人はまたボックス欄 21 にも記入する。

ボックス欄 13：当該製品の合同関税品目分類表コード（可能であれば8桁レベル）を含む製品の概要、商号、梱包数（箱・カートン・袋・バケツ等の数）、ロット番号及び正味重量

ボックス欄 14：任意

ボックス欄 15：任意

ボックス欄 16：適切な単位で表した総重量（正味質量のキログラム、リットル等）

ボックス欄 17：入国地点に到着した交通手段
輸送手段：航空機、船舶、鉄道、道路車両、その他

輸送機関の識別：

航空機はフライト番号を表示

船舶は船名を表示

鉄道は列車 ID と貨車番号を表示

道路輸送はナンバープレート番号を表示

（該当する場合はトレーラーのナンバープレートと共に）

フェリーの場合は道路車両と予定されているフェリーの ID と共に船舶と道路車両を表示

ボックス欄 18：監督機関或いはこの証明書を発行する認証機関の申告。
署名とスタンプは印刷の色とは異なる色でなければならない。

ボックス欄 19：監督官庁或いは輸入者によって記入されなければならない。

ボックス欄 20：該当する場合は、事情によっては調製或いは分割作業の前、および委託貨物の確認の際に、監督官庁により全て記入されなければならない

ボックス欄 21：確認が完了すればこの製品の受領の時点で第1荷受人により記入されなければならない。